

## 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### 国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設すること

### 2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、県内市町等からも、制度の創設について要望がある。
- 令和5年3月31日に国が発表した「こども・子育て政策の強化について(試案)」の中の加速化プランにおいて、国民健康保険の減額調整措置の廃止に向けた取組が示されたところであるが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については明示されなかった。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべきものである。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減制度が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

- 平成 28 年 4 月から乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 実施主体である県内各市町において、独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充。
- 市町の財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。

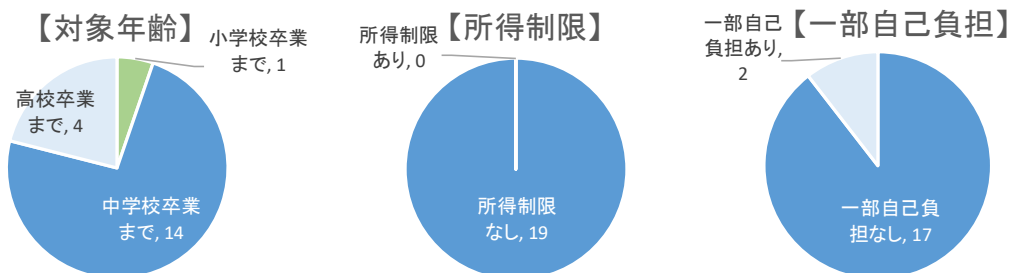
### 【県の実施事業】

子どもに係る医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部または一部を助成する経費を、実施主体の市町に補助する事業。

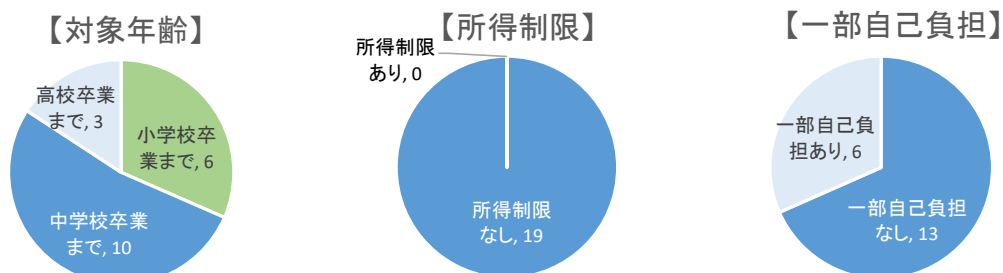
実施主体	市町（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町 1/2
助成対象	入院、通院ともに就学前まで
自己負担	なし
所得制限	なし
令和 5 年度当初予算額	約 11 億円

### 【19 市町の状況】（令和 5 年 4 月 1 日現在）

#### <入院に対する助成の実施状況>（単位：市町数）



#### <通院に対する助成の実施状況>（単位：市町数）



担当：健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室  
TEL 077-528-3554